

檜葉町屋内体育施設  
指定管理者 公募型プロポーザル方式募集要項

— 様 式 集 —

平成30年10月9日

檜葉町

## 1 一般的事項

- (1) 提出書類等の作成に当たっては、募集要項、本書及び添付の様式等に記載された指示に従って記入し、提出すること。
- (2) 提案書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- (3) 数字はアラビア字体を使用すること。
- (4) 添付書類については、指定のもの以外は提出しないこと。
- (5) 提案書類提出時には、提案書類の指定様式に加え、本事業応募に関する全ての書類一式をCD-R等に保存のうえ1部提出すること。

## 2 事業提案書の記載要領

- (1) 事業提案書は、募集要項に記載の条件を踏まえた上で作成すること。
- (2) 事業提案書は、募集要項（4応募・申請手続（7）申請書類）ウ事業提案に関するもの（ア）～（サ）に記載されている各項目（（ア）～（サ））について、各項目につきA4判1枚以上作成すること。
- (3) 事業提案書の作成に当たっては、文章で簡潔にまとめること。また、必要であれば、文章を補完する写真や図等を用いて分かり易く表現すること。
- (4) 事業提案書の正本は、企業名を記入すること。ただし、副本は、会社名及び会社ロゴマーク、又は会社を類推できるロゴマーク等の記載は一切記入しないこと。
- (5) 事業提案書は、各様式において別途規定する場合を除き、A4判両面（A3判指定はA4判に折込み）で作成することを基本とし、普通紙を使用すること。
- (6) 事業提案書作成の留意事項
  - (ア) 事業提案書は、A4判左綴じとし、正本（公募参加グループ名あり）1部、副本（公募参加グループ名なし）10部、合計11部提出すること。
  - (イ) 事業提案書を提出する際には、ホッチキス止めせずに左綴りで取りまとめて、封筒に封印し、募集要項に記載の提出先まで持参すること。
  - (ウ) 事業提案書は、表紙には第12号様式を使用すること。
- (7) その他、事業提案書の文字は、図表等を構成する場合のやむを得ない場合を除き、10ポイント以上の大きさとすること。その他、フォント、文字数等について制限はないが、見やすさに配慮し、図表等を適宜活用して分かりやすい表現にすること。

### 3 様式一覧

様式番号	書類名	提出部数	書式サイズ	ファイル形式	提出区分
第1号様式	指定管理者指定申請書	正1のみ	A4	Word	必須
第2号様式	指定管理者指定申請者連絡先	正1のみ	A4	Word	必須
第3号様式	共同事業体構成書	正1のみ	A4	Word	該当の場合
第4号様式	共同事業体協定書兼委任状	正1のみ	A4	Word	該当の場合
第5号様式	誓約書	正1のみ	A4	Word	必須
第6号様式	指定管理者指定申請者役員名簿	正1のみ	A4	Word	必須
第7号様式	収支計画書	正1のみ	A4	Word	必須
第8号様式	年度別収支内訳書	正1のみ	A4	Excel/ Word	必須
第9号様式	募集要項等に関する質問書	正1のみ	A4	Word	該当の場合
第10号様式	応募辞退届	正1のみ	A4	Word	該当の場合
第11号様式	事業提案書提出届	正1副10	A4	Word	必須
第12号様式	檜葉町屋内体育施設事業提案書（表紙）	正1副10	A4	Word	必須
任意様式	檜葉町屋内体育施設事業提案書	正1副10	A4	Word	必須
提案書電子媒体（CD-R等）	本事業で提出した提案書類等の全電子データを保存したもの。	1		PDF	必須

第1号様式  
檜葉町屋内体育施設

平成 年 月 日

檜葉町町長 松本 幸英 様

所在地

申請者 法人名又は団体名

代表者氏名

㊟

## 指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

檜葉町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき申請します。

### 記

#### 1 公の施設の名称

檜葉町屋内体育施設

#### 2 添付書類

- ① 第1号様式 指定管理者指定申請書
- ② 第2号様式 指定管理者指定申請者連絡先
- ③ 第3号様式 共同事業体構成書
- ④ 第4号様式 共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 第5号様式 誓約書
- ⑥ 第6号様式 指定管理者指定申請者役員名簿
- ⑦ 第7号様式 収支計画書
- ⑧ 第8号様式 年度別収支内訳書
- ⑨ 第9号様式 募集要項等に関する質問書
- ⑩ 第10号様式 応募辞退届
- ⑪ 第11号様式 事業提案書提出届
- ⑫ 第12号様式及び任意様式 檜葉町屋内体育施設事業提案書

指定管理者指定申請者 連絡先

申請者の名称		
主たる事務所の所在地		
主たる事務所の連絡先	電話番号	
	FAX番号	
主たる事務所における担当者名 ※2		(フリガナ)
申請に係る連絡先 ※1	事務所の所在地	
	連絡先	電話番号
		FAX番号
	担当者名 ※2	
緊急連絡先 ※3	電話番号	
	担当者名 ※2	(フリガナ)

※1 申請に係る事務所が主たる事務所と同一の場合は、記入は不要とする。

※2 担当者名については、原則として実務担当者を記入すること。(緊急連絡先を除く。)

※3 緊急連絡先については、常時必ず連絡がとれる電話番号及び担当者名を記入すること。

### 共同事業体構成書

#### 構成団体1

団 体 名		
代 表 者 職 氏 名		
主たる事務所の所在地		
主たる事務所の連絡先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	

#### 構成団体2

団 体 名		
代 表 者 職 氏 名		
主たる事務所の所在地		
主たる事務所の連絡先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	

#### 構成団体3

団 体 名		
代 表 者 職 氏 名		
主たる事務所の所在地		
主たる事務所の連絡先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	

## 共同事業体協定書兼委任状

(目的)

第1条 当共同事業体は、「選定単位名称」に属する施設（以下「施設」という。）の指定管理業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同事業体は、〇〇共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を〇〇県〇〇・・・に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、指定期間の満了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 施設の指定管理者となることができなかつたときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成団体の名称及び代表者並びに所在地)

第5条 当事業体の構成団体及び当事業体の代表者は、次のとおりとする。また、檜葉町との間における次条に関する権限を代表者に委任する。

共同事業体の代表者 (受任者)	団体名称 代表者職氏名 所在地 業務分担
共同事業体の構成団体 (委任者)	団体名称 代表者職氏名 所在地 業務分担
共同事業体の構成団体 (委任者)	団体名称 代表者職氏名 所在地 業務分担
共同事業体の構成団体 (委任者)	団体名称 代表者職氏名 所在地 業務分担

(代表者の権限及び委任事項)

第6条 当事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、檜葉町と折衝する権限並びに当該業務に係る申請書の提出、指定管理者制度に係る管理運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第7条 当事業体は、構成団体をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当るものとする。

(構成団体の責任等)

第8条 構成団体は、当該業務の履行及び下請契約その他業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

2 当該業務の履行に係る構成団体の業務分担については、別表のとおりとする。

3 前項に基づく別表は、構成団体及び檜葉町の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

(取引金融機関)

第9条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の口座によって取引するものとする。

(決算)

第10条 当事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第11条 本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

(業務途中における構成団体の脱退に対する措置)

第12条 構成団体は、すべての構成団体及び檜葉町の承認がなければ、当事業体が施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成団体のうち業務途中において前項の規定により脱退した場合においては、檜葉町の承認がある場合に限り、残りの構成団体が共同連帯して当該業務を履行する。

(構成団体の除名)

第13条 当事業体は、構成団体のいずれかにおいて、当該業務履行中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、すべての構成団体及び檜葉町の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(業務途中における構成団体の破産又は解散に対する処置)

第14条 構成団体のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合は、第12条第2項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第15条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、すべての構成団体及び檜葉町の承認により、残りの構成団体のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(構成団体の加入)

第16条 前2条の規定による構成団体の脱退、除名及び破産又は解散により残りの構成団体のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第12条第2項の規定にかかわらずすべての構成団体及び檜葉町の承認を得て、新たな構成団体を当事業体に加入させることができる。

(解散後の瑕疵に対する構成団体の責任)

第17条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、構成団体は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり〇〇共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成団体が記名押印して各自所持するとともに、1通を檜葉町に提出するものとする。

年 月 日

団 体 名  
代表者職氏名  
所 在 地

⑩

団 体 名  
代表者職氏名  
所 在 地

⑩

団 体 名  
代表者職氏名  
所 在 地

⑩

平成 年 月 日

檜葉町町長 松本 幸英 様

所在地

申請者 法人名又は団体名

代表者氏名 ⑩

## 誓 約 書

私は、下記のことについて、いずれにも該当しないことを誓約します。

### 記

1. 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用するときを含む。）の規定により町における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
2. 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づき指名停止等の措置を受けている法人等
3. 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
4. 町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた法人等又は公正な価格の成立を妨害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等
5. 国税又は地方税を滞納している法人等
6. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
7. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等
8. 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを行っている法人等
9. 次の各号に該当する者が役員となっている法人等
  - (1) 法律行為を行う能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

指定管理者指定申請者 役員名簿

団体名 \_\_\_\_\_

	役 職 名	住	所
		氏	名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

## 収支計画書

### <収入>

区 分	平成31年度	平成32年度	平成33年度
利用料金収入	(千円)	(千円)	(千円)
教室事業収入	(千円)	(千円)	(千円)
イベント等の収入	(千円)	(千円)	(千円)
その他			
指定管理事業収入	(千円)	(千円)	(千円)
自主事業収入	(千円)	(千円)	(千円)
指定管理料	(千円)	(千円)	(千円)
合 計	(千円)	(千円)	(千円)

### <支出>

区 分	平成31年度	平成32年度	平成33年度
人件費	(千円)	(千円)	(千円)
事業経費	(千円)	(千円)	(千円)
管理費	(千円)	(千円)	(千円)
事務費	(千円)	(千円)	(千円)
自主事業経費	(千円)	(千円)	(千円)
合 計	(千円)	(千円)	(千円)

※檜葉町屋内体育施設指定管理者募集要項に準じて作成すること。

### (注意事項)

1. 檜葉町屋内体育施設は新設であり、収入面と支出面で予実乖離リスクが高いことから、利用料金収入と事務費に含まれる光熱水費と修繕費については、指定期間の全期間で予算額を想定し、年度終了後に実費精算する。
  - 利用料金収入の予算額は41,000千円(1か年)(消費税及び地方消費税を含む。)と想定する。
  - 光熱水費の予算額は33,000千円(1か年)(消費税及び地方消費税を含む。)と想定する。
  - 修繕費の予算額は1,500千円(1か年)(消費税及び地方消費税を含む。)と想定する。
2. 金額は消費税及び地方税(8%で積算)を含んだ金額を記入すること。
3. 積算根拠等を備考欄について記載すること。(別紙作成可)
4. 事業経費については、適宜項目を追加することができるものとする。

平成 年 月 日

檜葉町町長 松本 幸英 様

所在地

申請者 法人名又は団体名

代表者氏名

### 募集要項等に関する質問書

檜葉町屋内体育施設指定管理者募集要項等に関して、以下のとおり質問がありますので提出します。

質問項目	募集要項・様式・その他（ ）	ページ
質問内容		

#### 注意事項等

- 1 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- 2 質問に対する回答は募集要項「4応募・申請手続 (5) 質問受付及び回答」の取扱いにより回答する。
- 3 提出された全ての質問及びその回答は、指定管理者指定申請書の提出期間（平成30年10月9日～平成30年11月9日）町ホームページにて公開する。

第10号様式  
檜葉町屋内体育施設

平成 年 月 日

檜葉町町長 松本 幸英 様

所在地

申請者 法人名又は団体名

代表者氏名

㊟

## 応 募 辞 退 届

檜葉町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者指定申請書等を提出しましたが、辞退します。

(公の施設の名称) 檜葉町屋内体育施設

(辞退の理由)

第11号様式  
檜葉町屋内体育施設

平成 年 月 日

檜葉町町長 松本 幸英 様

所在地

申請者 法人名又は団体名

代表者氏名

⑩

## 事業提案書提出届

「檜葉町屋内体育施設」について、募集要項等に基づき、事業提案書類を提出します。なお、事業提出書類の記載事項及び添付書類について事実を相違ないことを誓約します。

(提出書類名) 事業提案書

11部 (正本1部、副本10部)

事業提案書の電子媒体

CD-R等1枚

以上

第12号様式  
檜葉町屋内体育施設

# 檜葉町屋内体育施設 事業提案書

(表紙)

公募参加グループ名	
-----------	--